

和泉市成年後見人等報酬費助成のご案内

成年後見人、保佐人、補助人（以下「成年後見人等」）に対する報酬の負担が困難である場合に、報酬の一部又は全部を助成します。

1. 助成対象となる人

本州市長によって審判の申立てを行った場合において、次の各号のいずれかに該当される人（以下「対象者」）とします。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 次に掲げるすべての要件を満たす人で、成年後見人等の報酬に要する費用を負担することが困難である人
 - ア 属する世帯の収入の総額から審判書記載の報酬額を控除した額が、生活保護基準により算定される最低生活費の額未満であること
 - イ 属する世帯の収入の年額の総額から必要経費を控除した額が、500,000円以下であること
 - ウ 属する世帯のすべての構成員が土地及び家屋（生活保護法に係る厚生労働省社会・援護局長通達（昭和38年社発第246号）に基づき保有を認められている宅地及び家屋を除く。）を所有していないこと

2. 申請が出来る人

本人または成年後見人等

3. 助成内容

家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内とし、以下を限度とした費用になります。

- ア 施設入所の場合：月額18,000円
- イ 在宅の場合：月額28,000円

4. 申請に必要な書類

- ア 和泉市成年後見人等報酬助成金申請書（様式第1号）
 - イ 公的年金等の源泉徴収票、申告書の写しその他の収入の分かる書類
 - ウ 金銭出納簿、領収書の写しその他の必要経費の分かる書類
 - エ 財産目録の写し、その他財産状況のわかる書類
 - オ 報酬付与の審判決定書の写し
 - カ 登記事項証明書（成年後見人等が申請する場合に限る）
- ※その他、必要書類がある場合は、個別にご連絡します。

5. 申請期限

申請書の提出期限は、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定のあった日の翌日から起算して2ヶ月以内になります。

6. 申請後の流れ

申請後は内容を審査の上、助成金決定（または不交付）通知書を通知いたします。助成が決定した場合は、当該請求者が指定する金融機関の口座を記入するための書類を送付しますのでご提出ください。

提出された口座に助成金を振り込みます。

【お問い合わせ】

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
大阪府和泉市役所福祉部
高齢介護室高齢支援担当

T E L : 0725-99-8132（直通）

F A X : 0725-40-3441

